

粗い試算における府の財政状況についての府民に対する分かり易い説明

対象受検機関：財務部財政課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 「財政状況に関する中長期試算」(以下「粗い試算」という。)について</p> <p>(1) 本府では財政運営基本条例に基づき、議会における予算の審議及び計画的な財政運営の参考とする目的で粗い試算を作成、公表している。</p> <p>(2) 平成27年2月版の粗い試算における平成28年度以降10年間の要対応額(一般会計の単年度収支不足額に過去に借入を行った減債基金の復元額を加えた額)の合計は、平成26年2月版において示された額に比べ1,610億円増加し、4,240億円となっている。また、実質公債費比率が起債許可団体となる18%を下回るのは平成38年度から平成37年度へと1年短縮している。</p> <p>2 粗い試算における実質公債費比率について</p> <p>(1) 粗い試算における要対応額は、翌年度の当初予算編成にあたっての参考とし、その編成過程においては歳出の抑制や歳入の確保を図るなど、可能な限り要対応額の縮減に取り組んだ上で、なお残額については財源対策として財政調整基金の取崩しや行政改革推進債(以下「行革債」という。)を発行するなどの対応を行っている。</p> <p>(2) 財源対策により行革債が発行されると実質公債費比率は上昇することになるが、財源対策は事業規模等の精査によってその必要な額が変動すること、また、財源対策の手法・金額は予算編成過程において判断するものであることから、粗い試算における実質公債費比率は、今後の財源対策による行革債の発行を織り込まない前提で算定されている。こうした実質公債費比率の試算の前提条件については記載されていない。</p> <p>3 粗い試算における減債基金借入額と臨時財政対策債等に係る国の基準財政需要額算入ルールと府の償還ルールの差の取扱いについて</p> <p>(1) 本府では平成13年度から平成19年度にかけて減債基金から5,202億円の借入を行ったことから、減債基金残高が府のルールに従い積み立てておくべき額に対して不足しており、平成25年度末時点で3,174億円の積立て不足が存在している。当該不足額について、本府では計画的な復元を行なうこととしており、当該復元額は粗い試算において要対応額に算入されている。</p> <p>(2) 臨時財政対策債は、元利償還に必要な額が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入されることを前提に地方財政法第5条の特例として発行が認められている地方債である。しかし、臨時財政対策債等の元利償還に係る国の基準財政需要額算入ルールと府の償還ルールには乖離があり、概ね国の算入ルールの方が府の償還ルールに比べ早くなっていることから、平成25年度末時点において2,855億円の差額が生じている。</p>	<p>財政運営基本条例第2条では、府の財政運営は、将来の世代に負担を先送りしないことを基本として、中長期的な見通しを持ち、かつ透明性を確保して行なうことを求めている。しかし、粗い試算では、以下のとおり、どのような前提に基づき中長期の試算を行っているか、また現在把握されている重要な財政課題が将来世代にどのような影響を与えるのかについての説明が十分行われているとは言えない。</p> <p>その結果、府民が府の財政状況の中長期展望について正しく理解することが出来ないおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質公債費比率の試算の前提として、今後の財源対策による行革債の発行を織り込んでいないことが粗い試算上、読み取れないこと。 ・ 臨時財政対策債等に係る国の基準財政需要額算入ルールと府の償還ルールの違いにより生じた差額は、今後、府が償還財源を確保する必要があり、その負担は将来の世代が負うことになるが、そのような差額が生じていること及びその金額並びに差額による影響が将来の普通交付税及び公債費の額に含まれていることが、粗い試算上、読み取れないこと。 	<p>粗い試算における実質公債費比率の算定に当たっての行革債の取扱いや、臨時財政対策債等に係る国の基準財政需要額算入ルールと府の償還ルールの違いによる差額の取扱いについて、府民に対し、より分かり易い説明に努められたい。</p>

当該差額は公債管理特別会計の注記等で開示され、また粗い試算においても将来の普通交付税及び公債費の額に含まれているものの、差額が生じている旨及びその金額並びに差額による影響が将来の普通交付税及び公債費の額に含まれている旨についての記載は行われていない。

なお、平成24年度新規発行分から、府の償還ルールにおける3年間の据え置き期間を廃止し、初年度から3.3%ずつ償還を行うとともに、平成25年度新規発行分から、臨時財政対策債の府の償還ルールについては、交付税算定における基準財政需要額算入の実態を踏まえ、発行額の半分を20年償還とする見直しが行われている。

【大阪府財政運営基本条例】

(基本理念)

第2条 府の財政運営は、将来の世代に負担を先送りしないことを基本として、府民の受益と負担との均衡を図り、財政リスク（府の財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象をいう。以下同じ。）を管理するとともに、府と国、他の地方公共団体その他の公共的団体又は民間事業者とが分担すべき役割を明確にすることにより、規律を持って行われなければならない。

2 府の財政運営は、中長期的な見通しを持つとともに、予見し難い情勢の変化の際に府民生活の安定を確保することができるよう、計画的に行われなければならない。

3 府の財政運営は、府民の府政への関心及び理解を深め、その信頼を向上させることを基本として、透明性を確保して行われなければならない。

(中長期試算の策定等)

第15条 知事は、議会における予算の審議及び計画的な財政運営の参考とするため、毎年度、10年を下らない期間にわたる財政状況に関する試算（以下「中長期試算」という。）を行い、公表しなければならない。

2 中長期試算には、試算に用いた主な前提条件を付記するものとする。

措置の内容

- ・粗い試算（平成29年2月版）において、推計期間中、行政改革推進債の発行を見込むこととし、それを試算の前提条件に明記した。
- ・臨時財政対策債等に係る国の基準財政需要額算入ルールと府の償還ルールの違いによる差額の取扱いについては、決算見込みや財務諸表を公表する際など、様々な機会を捉えて、府民に分かり易く説明するよう努めており、「粗い試算」についても、引き続き、より分かり易い説明に努める。

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年8月26日、事務局：平成27年6月18日から同年7月23日まで）